

【公布された条例等のあらまし】

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一号）

- 一 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく製造保安責任者試験等の実施に係る手数料の額を改めることとした。
- 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めることとした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例（条例第二号）

- 一 ばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件について、伝熱面積に関する基準から燃料の燃焼能力に関する基準に改めることとした。
- 二 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。
- 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三号）

一 行政書士試験の施行に係る手数料の額を改めることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

職員給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当について、支給割合を百分の百二十（特定幹部職員にあつては、百分の百）とすることとし、また、再任用職員の期末手当について、支給割合を百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）とすることとした。

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、支給割合を百分の百六十二・五とすることとした。

三 その他

1 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

2 令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとした。  
知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第五号）

一 期末手当について、支給割合を百分の百六十二・五とすることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

三 令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとした。  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち在職期間の要件を廃止することとした。

二 任命権者は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じなければならぬこととした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 町が処理しているマンションの建替え等の円滑化に関する法律の事務の範囲を改めることとした。

二 租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 期末手当について、支給割合を百分の百二十五とすることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県税条例等の一部を改正する条例（条例第九号）

一 ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業に対する法人の事業税の額について、他の一般の事業と同様とすることとした。

二 ガス供給業のうち特定ガス供給業に対する法人の事業税の額について、次に掲げる金額の合計額とすることとした。

1 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

2 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額

3 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

三 資本金の額又は出資金の額が一億円を超える普通法人に対する法人の事業税の所得割について、年八百万円以下の所得に係る軽減税率を廃止することとした。

四 その他所要の改正を行うこととした。

五 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、四の一部については、公布の日から施行することとした。

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例（条例第十号）

一 情報通信技術を活用した集会等のための用具（以下「用具」という。）を新たに県民の利用に供することとした。

二 用具の利用の手續を定めるとともに、当該用具の使用料の額は、規則で定めるとした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例（条例第十一号）

一 東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る本県への選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症への対策に関する事業が終了したことに伴う所要の整理を行うこととした。

二 題名を「徳島県スポーツ・文化未来創生基金条例」に改めることとした。

三 徳島県スポーツ・文化未来創生基金について、県民のスポーツ及び文化に対する関心を高め、これらの活動に参加する社会的機運を醸成するとともに、東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の成果を継承し、本県のスポーツ及び文化を振興することにより、活力ある徳島の未来を創生する事業に要する経費に充てることとした。

四 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第十二号）

- 一 徳島県国民健康保険財政安定化基金について、国民健康保険の安定的な財政運営の確保に要する額を徳島県国民健康保険事業特別会計に繰り入れる場合に処分することができることとした。
- 二 国民健康保険法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。
- 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十三号）
  - 一 電気工事士免状の書換えに係る手数料の額を改めることとした。
  - 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
- 徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十四号）
  - 一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
    - 1 畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査
    - 2 畜舎建築利用計画の認定等に関する証明書の交付
    - 3 認定畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査
    - 4 認定畜舎等の仮使用の認定の申請に対する審査
    - 5 認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査
    - 6 認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査
    - 7 認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査
    - 8 畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限を適用しないこととするための認定の申請に対する審査
  - 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
    - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（条例第十五号）
      - 一 崖の上端面の位置若しくは下端面の位置又は崖に畜舎等の建築等をする場合における畜舎等の敷地及び構造に関する制限を定めることとした。
      - 二 都市計画区域（市街化区域及び用途地域を除く。）内に畜舎等の建築等をする場合における畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限を定めることとした。
    - 三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
  - 徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十六号）
    - 一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
      - 1 マンションの管理に関する計画の認定の申請に対する審査
      - 2 マンションの管理に関する計画の認定の更新の申請に対する審査
      - 3 マンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査
    - 二 宅地建物取引業法の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施に係る手数料を改めることとした。
  - 三 租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
  - 四 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十七号）

  - 一 県立学校の職員の定数を二千六百七人に、県費負担教職員の定数を四千七百六十人

に改めることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

一 会計年度任用学校職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）

一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）

一 会計年度任用警察職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の額を改めることとした。

二 運転技能検査等に係る手数料を定めることとした。

三 認知機能検査等に係る手数料の額を改めることとした。

四 チャレンジ講習等に係る手数料を廃止することとした。

五 若年運転者講習に係る手数料は、指定講習機関に納付しなければならないこととした。

六 その他所要の整理を行うこととした。

七 この条例は、令和四年五月十三日から施行することとした。ただし、六の一部については公布の日から、一については令和四年四月一日から施行することとした。